

識学式採用制度構築サービス利用規約

この規約は、株式会社識学（以下「当社」といいます。）が「識学式採用制度構築サービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。

第1条（役務の内容）

1. 当社は、本サービスの利用者（以下「利用者」といいます。）の採用支援を目的として、利用者の指示に基づき、採用業務にかかわる部分代行業務（以下「本業務」といいます。）を行うものとします。本サービスの内容は次の各号の通りとします。
 - ① 採用代行（フル）
 - ② 採用代行（PM/母集団形成）
 - ③ 採用マニュアル作成サービス（フル）
 - ④ 採用マニュアル作成サービス（PM/母集団形成）
 - ⑤ 採用トレーニング
 - ⑥ その他前各号に付帯する本サービス
2. 本サービスで行う本業務の内容は次の各号の通りとします。
 - ① 採用戦略設計
 - ② 母集団形成
 - ③ 事務サポート（求職者対応/管理など）
 - ④ 採用マニュアル作成
 - ⑤ 採用にフォーカスした識学理論学習
 - ⑥ その他前各号に付帯する当社が定めた業務
3. 利用者は、当社に対し、労働施策総合推進法、職業安定法、個人情報保護法その他の各種法令等（以下、あわせて「法令」といいます。）に抵触する可能性のある業務を委託することはできないものとします。又、当社が利用者より実施の依頼を受けた業務につき、当社が法令に抵触する可能性があるとして判断した場合には、当社は当該業務の実施依頼を拒絶することができるものとし、この場合、当社は、第21条の定めにかかわらず、利用者に対し何ら損害賠償責任を負わないものとします。なお、利用者は、当社に対し、当社に代替して当該業務を実施する者の紹介を要求することはできないものとします。
4. 本条第1項に定めのない業務については、双方協議の上定めるものとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、発注書に記載のサービス提供期間の定め①～③に準ずるものとします。ただし契約満了日を迎える前に利用者当社協議の上、合意した場合は同条件にて継続が

可能なものとします。

第3条（代理権の付与）

1. 利用者は、当社が本業務を遂行するために、当社が利用者を代理して、広告掲載契約、人材紹介契約その他の必要な契約を締結する権限、利用者を代理して締結した契約を変更及び終了する権限を当社に付与します。
2. 当社が前項に基づき契約を締結した場合、当社は利用者の求めに応じ、当該契約書又はその写しを利用者に提出します。なお、当該契約を電子契約にて契約した場合には、当社は当該契約の写しの電子データを利用者に提出します。
3. 利用者は、当社の求めに応じ、当社に対し、本条第1項で定める代理権付与を証する書面を交付します。
4. 別途「広告販売運用利用規約」等で定める広告運用担当者とは別の当社担当者が、本規約に基づく採用代行業務（応募者画面等）を実施します。又、採用代行業務の担当者は、利用者の代理として行うため、当社のアカウントを用いて利用者の管理画面等へログインすることはありません。なお、利用者は、当社が業務遂行のために利用者のアカウント情報を借用することに同意し、当該情報を当社に提供するものとします

第4条（本サービス利用上の注意事項）

利用者は、本業務によらない応募があった場合には、速やかに当社にその旨通知します。なお、利用者は、本業務による応募者について、本業務を開始した後に、他の手段によっても当該応募者より応募があった場合には、当社の本業務による応募を優先して取り扱わなければならないものとします。

第5条（料金の額、発生条件、返還金）

1. 本業務に対して、利用者から当社に支払われる料金の額は、発注書に記載の通りとします。
2. 第1条第1項に定めのない業務を委託する場合は、別途利用者当社協議の上料金額を決定するものとします。

第6条（費用負担）

利用者及び当社は、それぞれ次の費用を負担します。

1. 利用者のオフィス内で発生する業務に付随する費用（家賃、通信費、その他貸与物の使用料）は、利用者の負担とします。
2. 本業務に関係する実費費用で、利用者の承諾を得たものに関しては、利用者の負担とします。
3. 本業務に関係のない費用や、利用者の承諾を得ないものに関しては、当社の負担とし

ます。

第7条（支払方法）

1. 第5条に定める料金の支払いは当社の指定する口座に振り込むこととします。なお、振込手数料は利用者負担とします。
2. 利用者が、当社において定めた支払期日を超過しても本役務の料金（前条の費用を含みます）の全額の支払いを完了しない場合には、当社は、本サービスの役務の提供を停止する可能性があります。
3. 当社及び利用者が協議の上、第5条の料金及び前条の費用に関し、分割払いの合意をした場合で、利用者都合による支払遅延が発生したときは、何らの催告を要することなく当然に期限の利益を喪失するものとし、利用者は、当社に対し、直ちに料金全額（既払い分を除く）を支払うものとし、
4. 契約締結後に消費税法改正に伴い消費税率が変更され、契約成立後に請求させて頂いた消費税の金額と、現実にご負担頂くべき消費税の金額に差額が生じる可能性があります。なお、消費税額に差額が生じた場合には、税率変更日以降に差額分を請求させていただきます。
5. 利用者は、支払期日までに本役務の料金の支払いを行わないときは、当社に対し、支払期日の翌日から支払い済みまで、年14.6%の割合（1年を365日とする日割計算）による遅延損害金を支払うものとし、

第8条（貸与）

1. 利用者は、当社に対し、利用者が必要と認めた什器、備品及び資料等（以下「貸与物件」といいます。）を無償で貸与します。
2. 当社は、貸与物件を本業務遂行の目的のみに使用し、善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するとともに、利用者の書面による承諾を得ない限り、貸与物件の複写、第三者への閲覧、提供等をしてはならないものとし、
3. 当社は、本業務の履行が終了したときは、提供を受けた貸与物件及びその写しを返却又は破棄します。

第9条（再委託）

1. 当社は、本業務の全部又は一部を、自らの責任及び管理のもと、第三者に再委託することができるものとし、ただし、当社が本業務を第三者へ再委託する場合は、利用者に対して事前にその旨の承諾を得なければならないものとし、
2. 当社は、前項に基づき、利用者の承諾を得て本業務の全部又は一部を第三者に再委託した場合、当該第三者にも本契約を遵守させるものとし、

第 10 条（候補者への開示・提供）

当社は、利用者の企業情報のうち、次の各号に定める情報について、利用者の指示に従い、候補者に対して開示・提供します。

- ① 求人票のほか、利用者から提供された情報
- ② 当社が独自に収集した情報

第 11 条（情報開示等の拒否）

前条の規定により、利用者が情報の開示等を希望しない場合には、これにより利用者が被る不利益（応募数の減少など）につき、当社は何らの責任を負わないものとします。

第 12 条（企業ロゴの使用許諾）

利用者は、当社又は第 3 条第 1 項に基づき当社との間で当社を代理人とする求人広告媒体の原稿作成及び出稿業務に関する契約を締結した事業者が、求人広告媒体の原稿を作成するにあたり、利用者の企業ロゴを無償使用することを許諾するものとします。ただし、利用者が企業ロゴの使用方法を指定した書面を事前に当社に差し入れた場合は、当社又は当該事業者は、利用者の指定に従うものとします。

第 13 条（契約の解除）

1. 利用者が支払期日までに本サービスの料金の支払いを行わない場合、当社は、催告を要することなく、直ちに、当該利用者との契約を解除することができるものとします。契約が解除された場合、当社は未履行の役務提供を含む全ての義務を免れるものとし、利用者は、当社による役務提供がされているかどうかにかかわらず、当該契約で定められた料金全額（既払い部分を除く）を支払う義務を負うものとします。
2. 利用者は、次の各号に該当する行為をしてはいけません。なお、利用者が本条項に反した行為を行った場合、当社は、催告を要することなく、直ちに該当利用者との契約を解除することができるものとします。契約が解除された場合、当社は未履行の役務提供を含む全ての義務を免れるものとし、利用者は、当社による役務提供がされているかどうかにかかわらず、当該契約で定められた料金全額（既払い部分を除く）を支払う義務を負うものとします。また、利用者の行為によって当社に損害が生じたときは、契約が解除されたとしても、利用者は、その損害を賠償する責任を免れることはできません。
 - (1) 当社又はその関係者の財産、プライバシーを損害し、又は損害するおそれのある行為
 - (2) 当社又はその関係者を誹謗中傷し、又は名誉を傷つける行為
 - (3) 本規約に違反し、又は違反するおそれのある行為

- (4) 法令に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (5) 利用者が反社会勢力に属する、又は、属すると認められる行為及び反社会的勢力の補助等の当該活動に加担する行為
- (6) 事前の書面の承諾なく本サービス内で伝えるノウハウを受講者が属する組織以外で再利用する行為（有償・無償問わず、セミナーや講演会等も含む）
- (7) 本サービス内容の録画行為
- (8) 復習を行う目的以外での本サービス内容の録音行為
- (9) その他前各号に準ずる行為

第14条（地位の譲渡禁止）

本契約の当事者は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約に基づく地位を移転し、又は本契約に基づく権利義務の全部若しくは一部について、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保権を設定する等一切の処分をすることができません。

第15条（個人情報保護）

1. 当社は、本規約のほか、個人情報保護方針に従って個人情報を取り扱います。
2. 当社は、本業務の遂行に際し、相手方から提供を受け、又は相手方に代わり取得した個人情報を取り扱う場合は、関係法令を遵守し、厳重に管理する義務を負い、相手方の承諾を得ない限り、複写、複製、改変を行ってはならず、又、本業務の目的以外に利用せず、利用目的が完了した際には速やかに削除し、第三者に漏洩してはならないものとしします。
3. 当社は、相手方から個人情報の取り扱い状況の報告を求められた際には、速やかに報告するとともに、相手方が当該個人情報の管理状況の監査を希望した際には、これに協力するものとしします。
4. 当社が第三者に本業務を委託する場合には、委託先に対しても同様の義務を負わせるものとしします。
5. 当社は、自己の責に帰すべき事由により個人情報が漏洩した事件又は事故があった場合、直ちに当該事故の詳細について相手方に状況報告を行うとともに、損害の発生、拡大の防止、事実の調査、証拠の保全、その他当該事件事故に対処するためのあらゆる合理的な措置を講じ、相手方からの指示がある場合には当該指示に従わなければならないものとしします。
6. 利用者は、本サービスの利用の前に、当社ホームページ上で個人情報保護方針を必ず確認し、その内容に同意した上で、本サービスを利用するものとしします。
利用者が本サービスの利用を開始した場合、個人情報保護方針に同意したものとみなします。

※当社個人情報保護方針(<https://corp.shikigaku.jp/privacy>)

第 16 条（退職勧奨、直接雇用の勧誘等の禁止）

1. 利用者は、当社(株式会社識学) 及び当社パートナー企業（株式会社 P-UP neo）の従業員（退職日から 1 年間を経過していない者を含む）を、利用者（関連会社を含む。以下同じ）で雇用すること、又は利用者と業務委託契約、その他の当該従業員が関連する何らかの役務を提供する業務を行う契約を締結してはならないものとします。
2. 利用者が前項に違反したときは、利用者は当社又は当社パートナー企業に対し、違約金として、金 600 万円又は当該従業員等の前の 1 年間の料金（賞与金額を含む。）相当の金額のいずれか高い金額を違約金として支払うものとします。

第 17 条（秘密保持）

1. 当社及び利用者は、本規約の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本規約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとします。ただし、情報を受領した者は、自己又は関係会社の役職員もしくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件に、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができます。又、法令に基づき行政官庁、裁判所から開示を求められた秘密情報についても、必要最小限の範囲で開示することができます。
2. 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しないものとします。
 - (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
3. 当社及び利用者は、相手方の事前の書面(ファクシミリ及び電子メール等を含みます。)による承諾がない限り、秘密情報の情報開示日から 2 年間は、当該秘密情報を秘密に保持し、第三者に開示、提供してはならないものとします。

第 18 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び利用者は、本規約締結時現在において、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ・特殊知能暴力集団・暴力団員でなくなつてから 5 年を経過していない者等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反

社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、及び、次の各号の關係に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって該当しないことを確約します。

- (1) 反社会的勢力等によって、その經營を支配される關係
 - (2) 反社会的勢力等が、その經營に實質的に關与している關係
 - (3) 自社もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等、反社会的勢力等を利用している關係
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供する等の關係
 - (5) 役員等の反社会的勢力等との社会的に非難されるべき關係
2. 利用者及び当社は、自ら、その役員等又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを誓約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方当事者の信用を毀損し、又は相手方当事者の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. いずれかの当事者において、前2項のいずれかに違反した場合、相手方当事者は、催告なしで本規約を直ちに解除できるものとします。
4. 本条の規定により本規約が解除された場合には、解除された当事者は、解除により生じる損害について、解除した当事者に対し一切の請求を行わないものとします。

第19条 (免責)

1. 利用者及び当社は、自己の責に帰すべき事由がある場合を除き、相手方と候補者、応募者又はその他の第三者との間の紛争については一切の責任を負わないものとします。
2. 利用者は、応募者を自ら選考の上、適当と認めた場合に、利用者の責任において当該応募者を労働者として採用するものとし、当該応募者の能力や経歴等に事実との相違がないことその他一切の事項について当社が保証するものではないことを確認します。

第20条 (補足)

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈についての疑義が生じた事項については、双方誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

第21条 (損害賠償)

当社は、本契約を遂行するにあたり利用者に損害が生じた場合には、当社に故意又は重過失がある場合を除き、直接、通常かつ現実に生じた損害についてのみ賠償責任を負うものとします。

第 22 条（存続規定）

本契約の終了後にかかわらず、第 15 条（個人情報の取扱い）、第 16 条（退職勧奨、直接雇用の勧誘等の禁止）、第 17 条（秘密保持）、第 19 条（免責事項）、第 21 条（損害賠償）、本条及び第 23 条（合意管轄）の規定は、本契約終了後もその効力を有するものとします。

第 23 条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所、東京簡易裁判所又は立川簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

【2025 年 3 月 27 日 改定】

【2025 年 11 月 20 日 改定】

【2026 年 3 月 25 日 改定】